

○東京経済大学学生懲戒規程

2020年4月1日
制定

(目的)

第1条 本規程は、東京経済大学学則第71条及び第72条に基づき必要な事項を定めることにより、学生の懲戒処分に関して公正かつ公平な運用をはかることを目的とする。

(懲戒の対象)

第2条 本規程における懲戒の対象は、本学の学生とする。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪に該当する行為
- (2) 人権を不當に侵害する行為
- (3) 本学の名誉を著しく毀損する行為
- (4) 本学の規則及び命令に背く行為
- (5) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、東京経済大学学則第72条に定めるとおり、以下の譴責、停学、退学の3種類とする。

- (1) 譴責は、対象となる行為につき当該学生に対して注意を与え戒めるものとする。
- (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。
- (3) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。

(事実関係の調査)

第5条 学長は、事実関係の調査のために必要な場合には調査委員会を設置することができる。

2 調査委員会は調査委員長を含む3名以上の委員で構成され、委員のうち少なくとも1名は学生委員とする。

(懲戒の手続)

第6条 学生の懲戒処分は、学生委員会が発議し、代議員会の議を経て学長が行う。

2 学生の懲戒処分にあたっては、原則として当該学生に弁明の機会を付与するものとする。

(不服申立て)

第7条 懲戒処分を受けた学生は、処分を受けた日から30日以内に、学長に対して書面による不服申立てを行うことができる。

(不服申立審査委員会)

第8条 学長は、前条の不服申立ての審査を行うため、不服申立審査委員会を設置することができる。

2 不服申立審査委員会は不服申立審査委員長を含む3名以上の委員で構成される。

(不服申立ての審査手続)

第9条 不服申立審査委員会は、不服申立書に基づき審査を行い、必要な場合には弁護士など学外有識者等の出席を求めることができる。

(不服申立てに対する措置)

第10条 学長は、不服申立審査委員会の審査結果により、懲戒の手続及び内容が相当であると判断した場合には不服申立てを行った学生に対して、不服申立てを却下する旨を文書で通知する。

2 学長は、不服申立審査委員会の審査結果により、懲戒の手続又は内容が相当でないと判断した場合には、新たな懲戒案を学生委員会で審議するよう指示する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生委員会が発議し、代議員会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。